

伊丹市多文化共生推進指針

令和2（2020）年10月

伊丹市

— 目 次 —

I 指針の策定にあたって	1
1 指針策定の理由.....	1
2 指針策定に関する国等の動き.....	2
3 指針の位置づけ.....	3
4 指針の見直し.....	3
II 本市の現状と課題	4
1 本市の在住外国人の状況.....	4
2 多文化共生・外国人施策の現状等.....	5
3 「多文化共生に関するアンケート」から見た現状.....	7
4 多文化共生社会の実現に向けての課題.....	19
III 指針の基本的な考え方	20
1 目標.....	20
2 基本的視点.....	20
(1) 人権の尊重.....	20
(2) 暮らしやすさの向上.....	20
(3) 異なる文化の相互理解と尊重.....	20
(4) 人や地域社会との交流の促進.....	20
IV 推進すべき施策の方向性	21
1 施策体系.....	21
2 施策の方向性と枠組み.....	22
(1) 基本的視点：人権の尊重.....	22
① 人権の尊重、偏見・差別の解消.....	
(2) 基本的視点：暮らしやすさの向上.....	22
① わかりやすい情報提供、コミュニケーション支援.....	
② 生活支援の充実.....	
(3) 基本的視点：異なる文化の相互理解と尊重.....	23
① 異文化理解の向上.....	
(4) 基本的視点：人や地域社会との交流の促進.....	24
① 顔の見える交流の促進.....	
② 地域社会とのつながり支援.....	

V 多文化共生施策の推進体制等	25
1 庁内推進体制.....	25
2 市民、関係団体、事業者等との連携.....	25

I 指針の策定にあたって

1 指針策定の理由

本市では、約3,200人、50カ国以上^(※1)の外国人が居住しています。在勤・在学等の外国人を含めると、更に多くの外国人が暮らしていることとなります。

従前から、本市の歴史的経緯^(※2)から、韓国・朝鮮籍の人が本市の外国人人口の多くを占めており、これまで、「伊丹市内なる国際化推進基本指針」(平成8(1996)年1月)や、「人権教育のための国連10年伊丹市行動計画」(平成13(2001)年10月)、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」(平成22(2010)年10月)などにより、韓国・朝鮮籍の人をはじめとした外国人の人権尊重や、共生社会の実現に向けた施策を推進してきました。

近年では、住民基本台帳上の韓国・朝鮮籍の人口は減少傾向にあるものの、現在も本市の外国人人口の半数以上を占め、一方で、社会経済のグローバル化の進展に伴い、その他の国の在住外国人が、本市の外国人人口の半数近くにまで増加し、その国籍も多様化しつつあります。

国においては、少子高齢化による国内の労働力不足を背景に、外国人材の受入れを拡大・強化する施策が展開され、日本で生活する外国人は年々増加しており、グローバル化の進展と併せ、本市においても、外国人の増加と多国籍化が更に進むものと予測されます。

外国人の増加と多国籍化に伴い、外国人に対する情報提供やコミュニケーションの問題、文化や習慣の違いなどから生じる、地域社会での生活上の問題など、行政課題や市民ニーズも一層多様化することとなり、きめ細かな配慮や支援が必要となってきています。

そこで、施策を進めるに当たっての目標や基本的な視点、施策の方向性を示し、職員で共有するため、「伊丹市内なる国際化推進基本指針」の人権尊重の理念^(※3)を引き継ぎながら、昨今の状況を踏まえた今日的な指針として、本指針を策定し、外国人と日本人が互いのアイデンティティを認め合い、対等な関係で、同じ地域社会の一員として共に生き、安心して暮らせる多文化共生のまちの実現を目指そうとするものです。

(※1) 令和2(2020)年3月現在3,251人 53カ国(住民基本台帳法における外国人人口)

(※2) 昭和5(1930)年から12(1937)年頃にかけての大阪第二飛行場(現大阪国際空港)の建設工事に多くの朝鮮人労働者が従事していたこと等

(※3) 外国人と日本人は、等しく同じ地域で生活する住民であり、民族的偏見や差別意識が解消され、全ての外国人の人権を尊重した、「共に生きる」まちづくりの推進

用語

○外国人とは

本指針の「外国人」は、広く、在住、在勤、在学等、伊丹市で生活をしている外国籍の人を指します。

また、日本国籍を取得した人、戦前・戦後に日本に引き揚げてきた人、親が外国籍である子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れたものとします。

○多文化共生とは

総務省の報告書では、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。（「多文化共生の推進に関する研究会の報告書」 2006年3月）

2 指針策定に関する国等の動き

社会経済情勢のグローバル化の進展に伴う外国人労働者、留学生等の増加などで、多くの外国人が日本で生活するようになり、全国的にも日本人と外国人との多文化共生の更なる推進が課題となっています。

国においては、平成18（2006）年に、地域における多文化共生の取組についての考え方を示した「地域における多文化共生推進プラン」や、外国人と日本人が同様の公共サービスを享受するための総合的対応策をとりまとめた「生活者としての外国人に関する総合的対応策」が策定されました。

平成29（2017）年には、全国の多文化共生の優良な取組をまとめた「多文化共生事例集」が作成・周知されました。

平成30（2018）年12月には、労働関係の新たな在留資格を設けた改正入管法^(※)の施行を前に、5年間で約35万人の外国人の受入れを見込み、日本で生活する外国人の増加への対応として、共生のための取組をまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定されました。令和元（2019）年6月には、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現を目的とする「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、日本語教育の推進に関する施策の実施が市の責務として明記され、同法に基づく日本語教育推進のための国の基本方針が令和2（2020）年6月に閣議決定されるなど、多文化共生に向けた取組がますます進められようとしています。

なお、平成27（2015）年に、国連総会で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能でよりよい世界を目指す2030年までの国際目標として、「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられ、国においても2016年（平成28年）にSDGs実施指針が決定されました。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、本市の多文化共生の目指す方向とも一致します。

(※) 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第48号）

3 指針の位置づけ

本指針は、本市が多文化共生社会の実現を総合的に進めるに当たっての、目標や基本的視点、施策の方向性を示すガイドラインです。

本市における外国人の増加・多様化は、市民の異文化への理解力・受容力の向上と、多様な市民による、まちの活力と豊かさの向上をもたらすものです。このことを念頭に、本指針は、誰もが生き生きと暮らせる多文化共生社会を実現し、将来の世代へこれを引き継ぐことを目指して、本市の外国人を取り巻く状況や多文化共生の進展状況や、SDGsの理念等を全庁的に共有し、持続的な多文化共生施策の推進を図ろうとするものです。

4 指針の見直し

本指針は、外国人を取り巻く状況等の変化を考慮し、必要に応じて適時見直すものとします。

Ⅱ 本市の現状と課題

1 本市の在住外国人の状況

(1) 外国人の人口と国籍数の推移

	H27.3末	H28.3末	H29.3末	H30.3末	H31.3末	R2.3末	H27.3末と R2.3末比較
人数(人)	3,091	3,050	3,035	3,073	3,137	3,251	+160
国籍数	41	45	42	45	51	53	+12

本市の外国人人口は微増傾向にあり、国籍は多様化しています。

(2) 国籍別人口の推移（上位5カ国と、その他の国）

（単位：人）

国籍	H27.3末	H28.3末	H29.3末	H30.3末	H31.3末	R2.3末	H27.3末と R2.3末比較
韓国・朝鮮	2,052	1,977	1,909	1,864	1,805	1,749	- 303
中国	552	530	517	508	507	542	- 10
ベトナム	64	98	171	226	338	426	+362
フィリピン	88	84	81	87	80	84	- 4
ブラジル	75	69	68	63	62	65	- 10
その他 (内はその他の 国の国籍数)	260 (36)	292 (40)	289 (37)	325 (40)	345 (46)	385 (48)	+125 (+12)

平成20（2008）年3月末時点では、在住外国人3,454人のうち韓国・朝鮮籍の人が2,425人と約70%を占めていましたが、令和2（2020）年3月現在では、1,749人、53.8%と、その人口は年々減少しています。一方、その他の国の外国人数が増加しており、全体の半数を占めつつあります。特に、ベトナム籍の増加が顕著で、中国、フィリピン、ブラジル籍は横ばいとなっており、その他の国の外国人が増加し、多国籍化しています。

(3) 在留資格別人口の推移

(単位：人)

在留資格	H27.3末	H28.3末	H29.3末	H30.3末	H31.3末	R2.3末	H27.3末と R2.3末比較
特別永住者	1,930	1,861	1,794	1,756	1,699	1,645	-285
永住者	602	611	605	628	649	638	+36
技能実習	128	124	185	218	280	371	+243
技術・人文知識・国際業務	53	63	81	105	113	153	+100
日本人の配偶者等	114	109	102	97	95	112	-2
家族滞在	65	71	86	83	72	95	+30
留学	30	46	30	22	67	71	+41
定住者	68	55	51	54	54	56	-12
永住者の配偶者	29	31	32	36	40	40	+11
技能	37	36	37	37	31	34	-3
特定技能1号	-	-	-	-	-	5	+5
その他(※)	35	43	32	37	37	31	-4

(※) 宗教、教育、企業内転勤、興行、経営・管理、特定活動、高度専門職1号口、経過滞在者

韓国・朝鮮籍の人が多くを占める特別永住者が減少し、これ以外の在留資格者数は概ね増加しています。特に技能実習は、令和2(2020)年3月時点で、平成27(2015)年3月時点の約3倍に増加し、また、改正入管法による新たな在留資格者(特定技能)も初めて認められ、その他の在留資格も含め、本市でも、多様な在留資格の外国人が増加していくことが予想されます。

2 多文化共生・外国人施策の現状等

(1) 多文化共生・外国人施策の現状

本市の主な多文化共生・外国人関係施策は、次のとおりです。

[行政評価(令和2(2020)年度事前評価)より抜粋]

① 多文化共生

○ 外国人向けの情報提供

市ホームページの多言語化、外国人生活ガイドブックの作成、「やさしい日本語」^(※)や多言語によるリーフレット・看板の作成などによる、外国人への情報提供

(※) 普通の日本語より簡単で、外国人にわかりやすいように配慮した日本語
(例：土足厳禁→くつをぬいでください)

○ 日本語教室の開催

市民団体と連携して、ボランティア講師等による外国人向け日本語教室を開催

○ 多文化共生事業の企画運営

市民と協働で、多文化意識の啓発、外国人との交流、異文化体験等ができるイ

ベントを実施

- 外国人の生活相談等の支援
外国人の生活相談の支援のほか、通訳機器等を用いて各課の外国人相談を支援
- 関係市民団体の支援
市民団体の主体的な活動による、多文化共生、異文化理解、国際交流等の事業実施を支援
- 姉妹都市・友好都市との交流
国際姉妹・友好都市（ハッセルト市（ベルギー）・佛山市（中国））との交流事業を通して、市民の多文化意識や国際感覚を醸成
- 在日外国人就学補助事業
在日外国人学校に通学・通園する児童生徒の保護者に対し就学補助金を交付
- 外国人児童生徒等受入事業
日本語指導や適応指導を必要とする外国人児童生徒等への適応指導員の派遣

② 福祉

- 中国残留邦人等支援事業
中国残留邦人への支援金の支給、支援相談員の配置、日本語教室の開催等
- 高齢者特別給付金支給事務
制度上老齢年金を受給できない外国人に対し給付金を支給
- 障害者特別給付金支給事務
在日外国人で制度上障害年金を受給できない人に対し給付金を支給

③ 教育

- グローバル化に向けた英語教育推進事業
児童生徒の英語コミュニケーション能力向上等、英語教育を推進

(2) 本市が把握している課題

本市はこれまで、「伊丹市内なる国際化推進基本指針」の策定以降、社会情勢や外国人状況の変化に伴い、施策を実施する中、「第5次総合計画」や「人権教育・啓発推進に関する基本方針」にその理念や施策の方向性を引き継ぎ、外国人の人権が尊重された、多文化共生のまちづくりを推進してきました。

このような中、現在、次のような事項を課題として認識しています。

まず、韓国・朝鮮籍の方々を始めとする歴史的経緯を有する外国人に対する偏見・差別の解消です。主に韓国・朝鮮籍の方の民族的な偏見・差別の解消については、これまで人権施策として取り組んできましたが、今なお、偏見や差別的言動が見られ、また、その不安から本名ではなく通名を名乗らざるを得ない方がおられる状況が残っています。また、その他の外国人についても、相互理解の不足から、偏見・差別が生じることがあります。これら偏見や差別意識を解消するため、人権施策として更なる人権教育・啓発や、多文化共生施策として異文化理解・交流を推進していくことが必要です。

また、外国人の増加や多国籍化に伴い、日本語や日本文化に慣れていない外国人が自立して暮らせるよう、日本語学習や分かりやすい情報提供、相談支援、行政サービスの提供等、必要な生活支援の充実を図り、多様化に応じたきめ細かな支援が必要です。

更に、外国人が日本人と等しくまちづくりに参加でき、地域と繋がり孤立することのないよう、多様な交流の機会や相互理解を促進する必要があります。

(3) 外国人対応に関する庁内アンケート

令和元（2019）年9月に、行政窓口等での外国人への対応の現状や課題を把握するため、全部局を対象にアンケートを実施しました。

各課が実施している外国人対応としては、「やさしい日本語」等を用いたリーフレット、掲示物等の作成、通訳機器や「やさしい日本語」による窓口等での外国人対応などが多くあげられました。

今後の課題としては、通訳や翻訳について、通訳機器等の充実を図る必要があるといった意見や、窓口対応等のために、「やさしい日本語」の研修を継続実施してほしいといった意見がありました。

市役所は、外国人にとっても生活に必要な行政サービスを担う窓口であり、アンケート結果からも外国人との円滑なコミュニケーションや情報提供等の更なる充実が重要であると考えられます。

3 「多文化共生に関するアンケート」から見た現状

内部指針として、国の「地域における多文化共生推進プラン」に沿って本指針を策定するに当たり、本市が既に把握している課題以外に、近年の外国人状況の変化による、本市がこれまで把握していない新たな課題や実情を把握し、指針策定の参考とするために、令和元（2019）年10月から令和2（2020）年1月にかけて、「伊丹市多文化共生に関するアンケート」を実施しました。

外国人当事者については、比較的新しく日本に来られた外国人を中心として、日本語教室に通っている外国人や市内の企業で働いている外国人、留学生等に対し、外国人向けアンケートを依頼し、来日、1年以内から5年と比較的在留期間が短い方を中心に、中には、20年以上と長い方まで、幅広い在住歴の、10カ国程の国籍の方々105人からの回答を得ました。

また、主に、比較的新しく日本に来られた外国人と直接・間接に関わりや交流等がある、又はあると思われる団体・個人^(※)を中心に実施したアンケートでは、676人中484人から回答を得ました（71.6%）。

その他、市内の外国人を雇用している（雇用予定を含む。）事業者に対し、事業者向けのアンケートを依頼しました。

(※) 伊丹ユネスコ協会、伊丹市国際・平和交流協会、日本語ボランティア講師、自治会長、小・中・高・特別支援学校、市内大学、伊丹朝鮮初級学校、PTA、適応指導員、伊丹市社会福祉協議会、伊丹市医師会・薬剤師会・歯科医師会、ハローワーク、行政書士会、不動産協会等

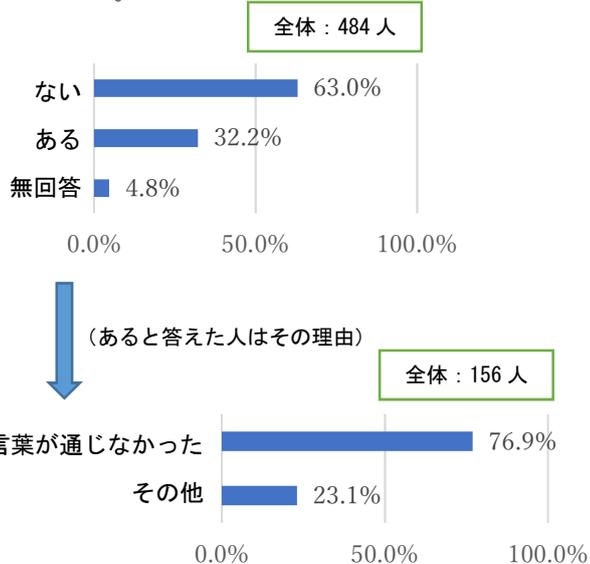
(1) 関係者アンケートの調査結果

<図1>あなたは現在、市内の外国人（在住・在勤・在学、永住者の方など）と、どれくらい関わりがありますか。【複数回答可】



「外国人を見かける程度」と「無回答」を除く、外国人と何らかの関わりがあると回答した人は、複数回答をしている人が多く、いくつかの場面において、外国人と関わりを持っているという結果になりました。一方、「外国人を見かける程度」(57.2%)と回答した人が最も多かったことから、外国人と直接的な関わりを持っていない人が依然として多いことがうかがえます。

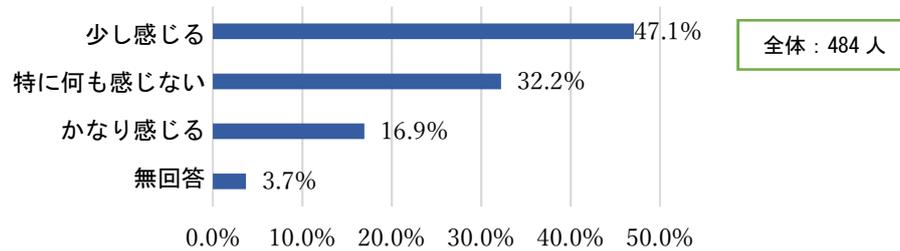
<図2>あなたはこれまでに、外国人との関わりの中で何か困ったことがありましたか。



困ったことがあると答えた人の76.9%が言葉の問題によるものでした。また、「その他」と答えた人は、習慣や文化の違いや日本のマナー・ルールを守らないことなどを理由にあげていました。

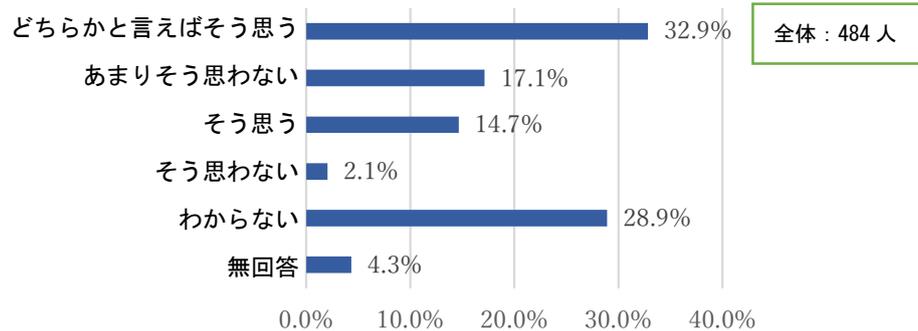
外国人が日本語を学ぶことや、日本人が「やさしい日本語」について学ぶこと、外国人が日本の習慣、文化等を理解することが重要であると考えられます。

＜図3＞現在、伊丹市には3,200人以上、約50カ国の国籍の外国人が暮らしていますが、あなたは伊丹市に住む外国人が多くなったと感じますか。



「かなり感じる」(16.9%)と「少し感じる」(47.1%)合わせて64.0%と、伊丹市で暮らす外国人が増えていると感じている人は多い結果となりました。伊丹市の外国人数の微増傾向や国籍等の多様化の影響によるものであると考えられます。

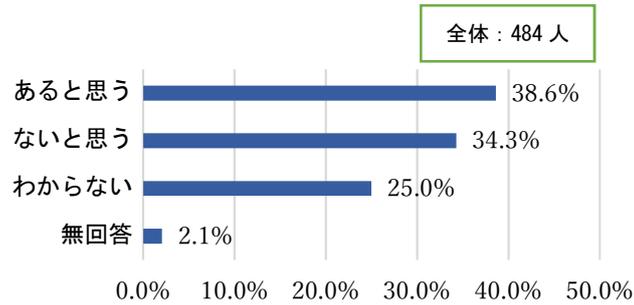
＜図4＞現在、伊丹市は外国人市民にとって住みやすいまちだと思いますか。



「そう思う」(14.7%)と「どちらかと言えばそう思う」(32.9%)合わせて47.6%と、「そう思わない」(2.1%)と「あまりそう思わない」(17.1%)を合わせた19.2%を上回りました。

「そう思う」・「どちらかと言えばそう思う」の理由は、伊丹市の利便性や生活環境の良さ等に関するものが最も多く、次いで、外国人支援に関するものが多い結果となりました。「そう思わない」・「あまりそう思わない」の理由は、多言語表記などの言葉の面での対応が不十分であるというものが多く、次いで、交流やコミュニケーションの機会や意識が不足しているというものが多く結果となりました。

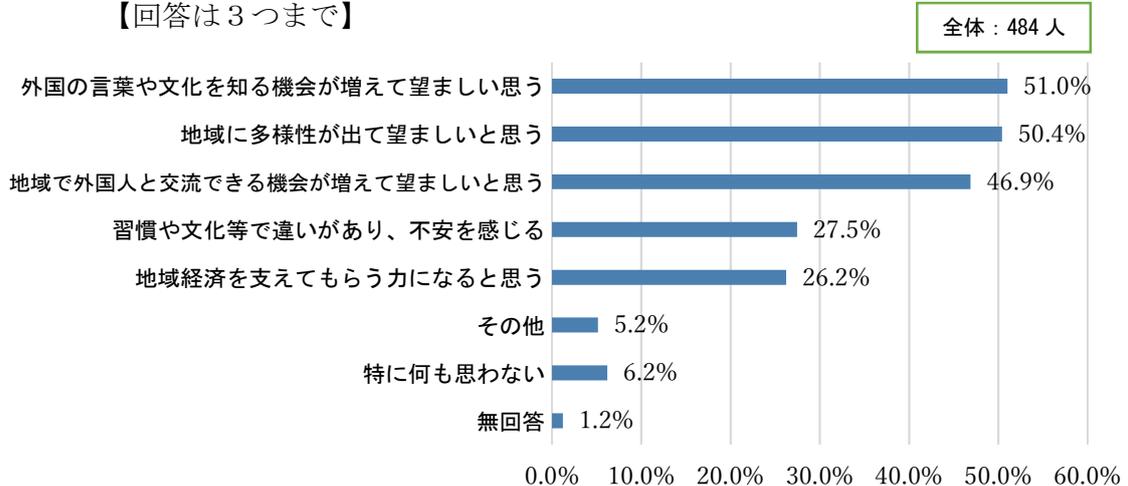
<図5>外国人に対する偏見や差別の有無について。



偏見や差別は「あると思う」(38.6%)と答えた人が、「ないと思う」(34.3%)を上回る結果となりました。「わからない」(25.0%)と答えた人の理由として、当事者(外国人)ではないのでわからないという意見が多くありました。偏見・差別が「ある」と答えた人の理由としては、韓国・朝鮮人をはじめアジアの人に対する偏見・差別や、言葉・生活習慣・考え方の違いから生じる偏見・差別がありました。人権意識の啓発や相互理解の促進など、偏見・差別の解消に向けた継続的な取組が必要であると考えられます。

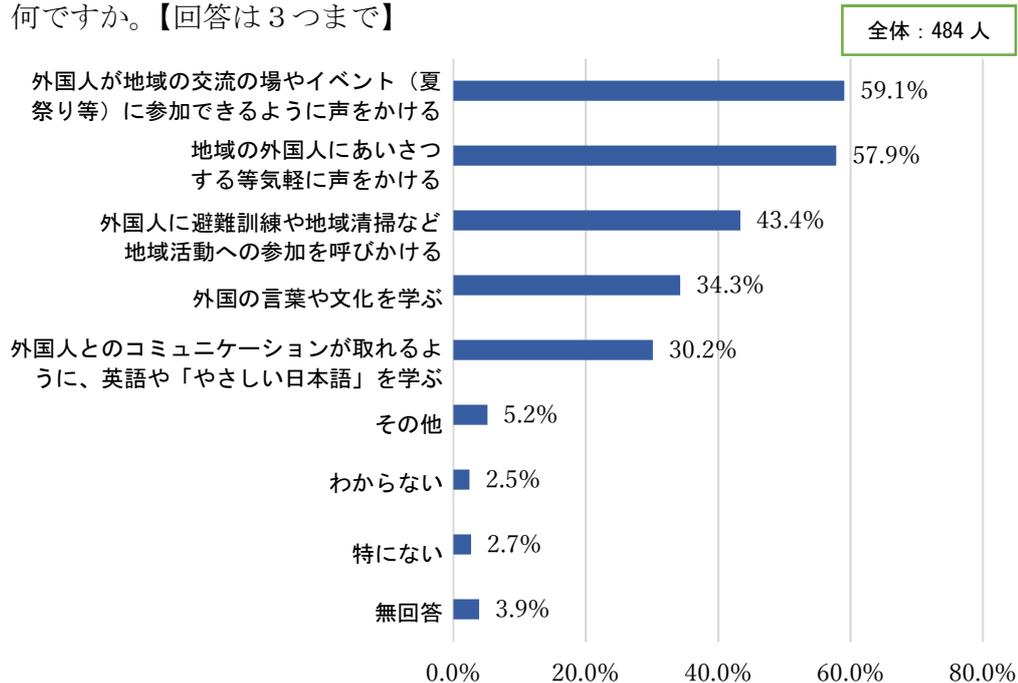
<図6>今後、地域に住む外国人が増えることをあなたはどのように思いますか。

【回答は3つまで】



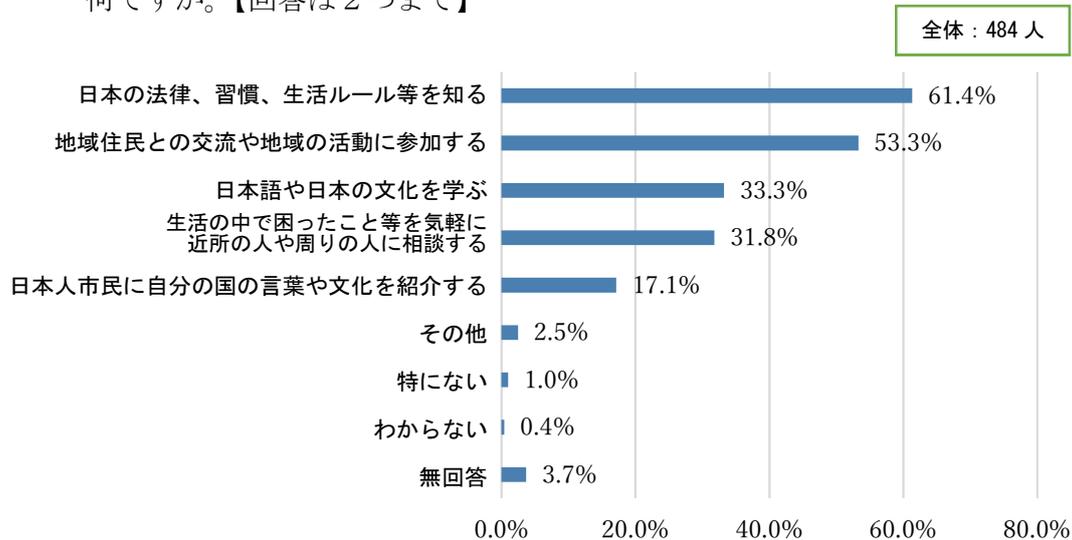
「外国の言葉や文化を知る機会が増えて望ましいと思う」(51.0%)、「地域に多様性が出て望ましいと思う」(50.4%)、「地域で外国人と交流できる機会が増えて望ましいと思う」(46.9%)と肯定的な意見が多い結果となりました。その一方で、「習慣や文化等で違いがあり、不安を感じる」(27.5%)と、4人に1人は不安を感じているという結果となりました。外国人と日本人が相互に理解し合うことで、不安を解消していく必要があると考えられます。

<図7> 「多文化共生のまちづくり」のために日本人市民がしたいと思うことは、何ですか。【回答は3つまで】



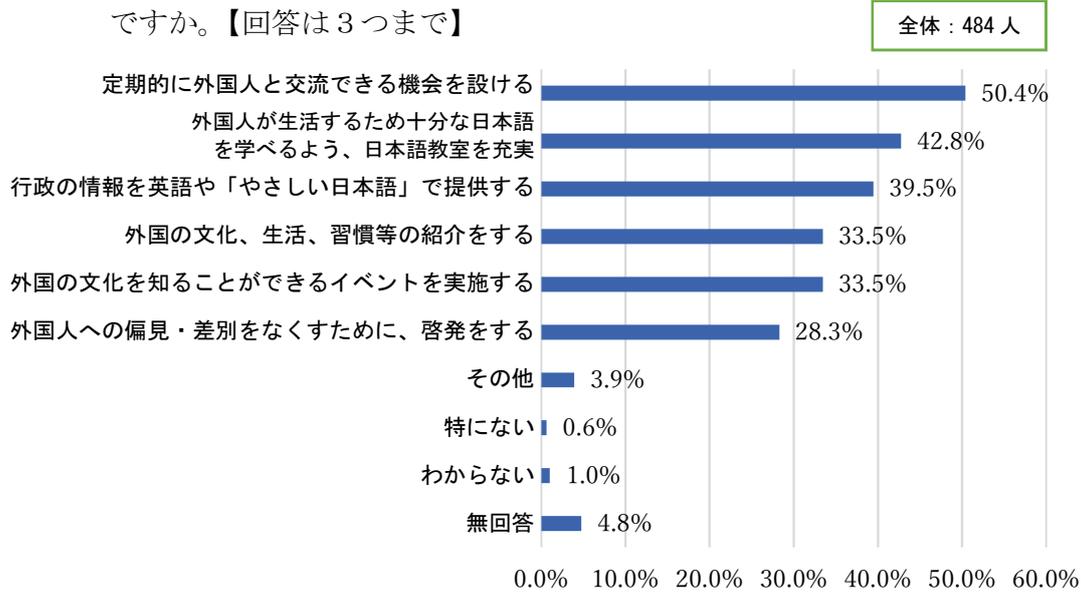
「地域の交流の場やイベントに参加できるように声をかける」(59.1%)が最も多く、「あいさつするなど気軽に声をかける」(57.9%)が次いで多い結果となりました。多文化共生のまちづくりのためには、外国人と日本人が知り合い、交流する中で関係性を深めていくことが重要であることが考えられます。

<図8> 「多文化共生のまちづくり」のために外国人市民がしたいと思うことは、何ですか。【回答は2つまで】



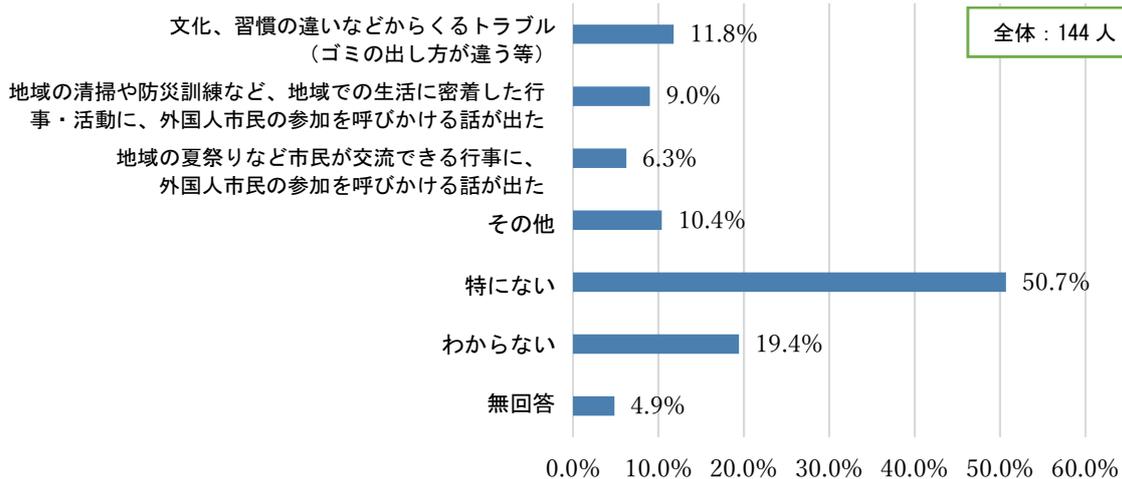
「日本の法律、習慣、生活ルール等を知る」(61.4%)が最も多く、次いで「地域住民との交流や地域の活動に参加する」(53.3%)が多い結果となりました。外国人に日本の習慣・文化等を理解してもらうことや、地域等で交流を行うことで外国人と日本人が相互に関係性を深めることが重要であると考えられます。

＜図9＞「多文化共生のまちづくり」のために伊丹市がしたらいいと思うことは、何ですか。【回答は3つまで】



「外国人と交流できる機会を設ける」(50.4%)が最も多く、次いで「日本語教室の充実」(42.8%)、「多言語・やさしい日本語での情報提供」(39.5%)が多い結果となりました。市は、外国人と日本人の交流の機会や日本語学習の機会の充実、外国人が理解しやすい情報提供等に努める必要があると考えられます。

＜図10＞これまでに、自治会の区域において、外国人に関して、どのような話や出来事がありましたか。【複数回答可】(※)自治会長に対してのみの設問



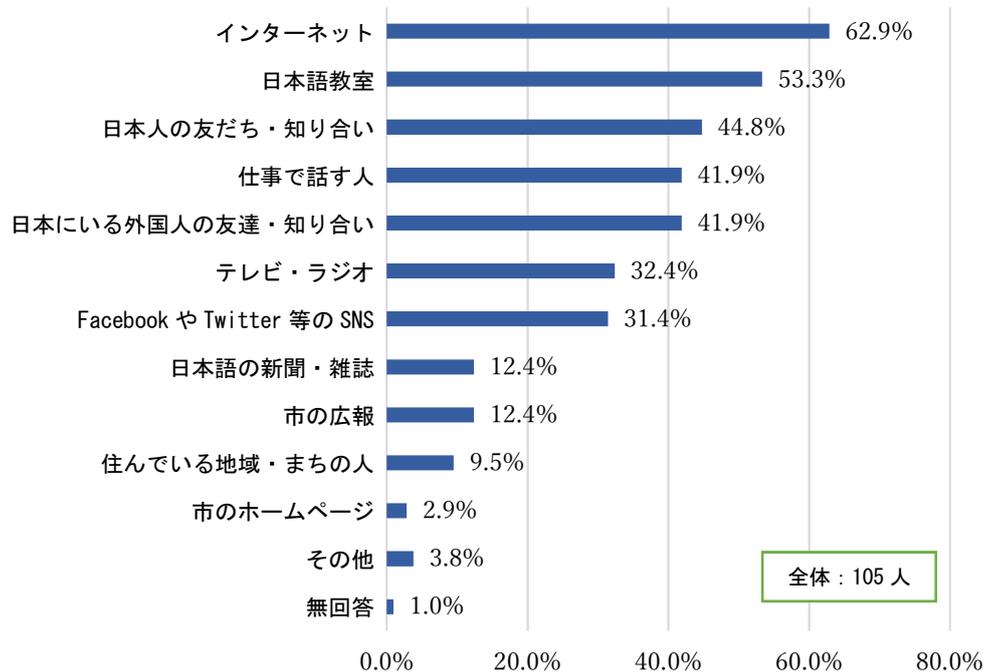
自治会長への質問として、各自治会内での出来事は、「特にない」(50.7%)が半数を占めました。また、「文化、習慣の違いなどからくるトラブル」も11.8%ありましたが、地域行事等へ参加の呼びかけなど、何らかの形で交流しようという意識も見られました(15.3%)。誰もが生活しやすいまちづくりのために、市が、外国人と日本人の相互理解の促進等を支援する必要があると考えられます。

(2) 外国人アンケート調査結果

日本語教室に通っている外国人や市内の企業で働いている外国人、市内大学の留学生等に対して、外国人向けアンケートを実施しました。

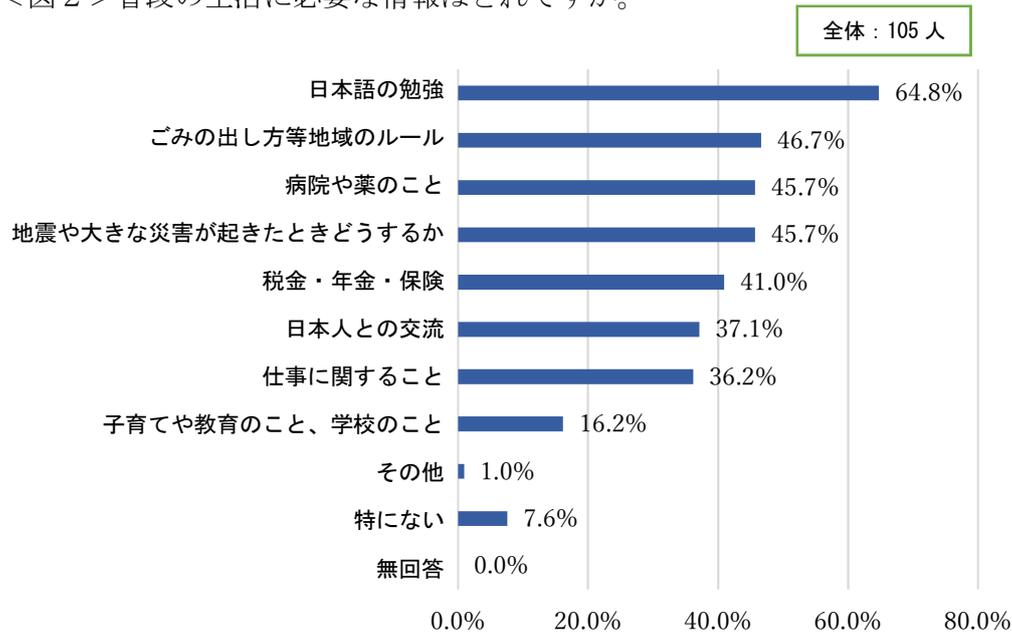
なお、アンケートに協力をしていただいた105人中76人は日本語教室（中国残留邦人支援団体の日本語教室を含む。）に通っている外国人であり、そのことが一部の回答結果に影響を与えていると思われる設問があります。また、設問をできるだけ外国人にわかりやすい日本語で記載しています。

＜図1＞生活に必要な情報をどこから取っていますか。【複数回答可】



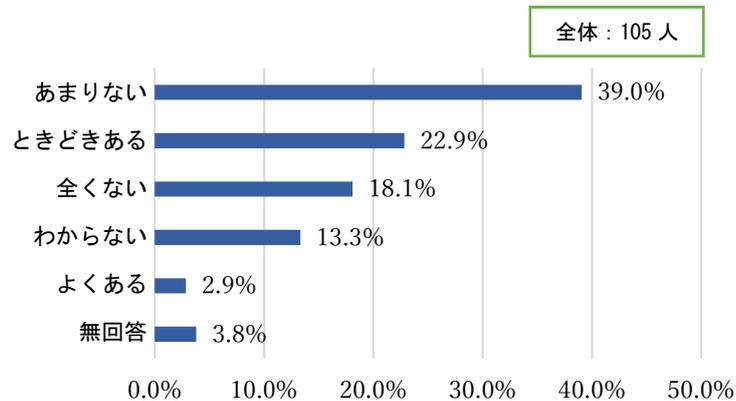
「インターネット」(62.9%)からの情報入手が最も多い結果となりましたが、「日本語教室」(53.3%)、「日本人の友だち・知り合い」(44.8%)「仕事で話す人」(41.9%)と日本人から情報を得ている人が多い結果となりました。外国人と日本人との交流が進み関係性が深まることで、外国人が必要な情報を入手しやすくなることを見込まれます。

<図2> 普段の生活に必要な情報はどれですか。



「日本語の勉強」(64.8%)が最も多く、次いで、「ごみの出し方等地域のルール」(46.7%)「病院や薬のこと」・「地震や大きな災害が起きたときどうするか」(45.7%)という結果になりました。日本語学習の機会や生活ルール、病気や災害への対応等の需要が高く、これらについての情報提供や支援の必要性が高いことがうかがえます。

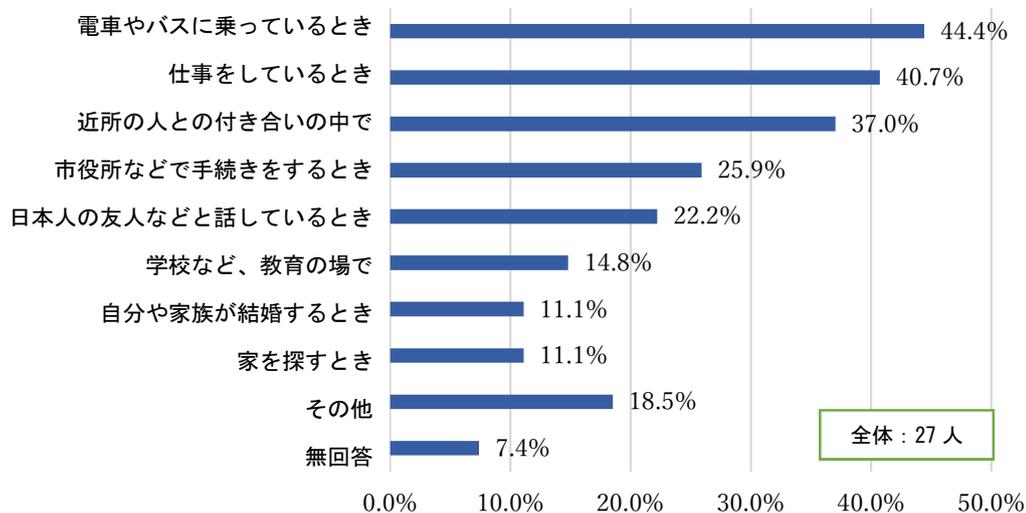
<図3> 外国人だからいやな思いをする(偏見や差別を感じる)ことはありますか。



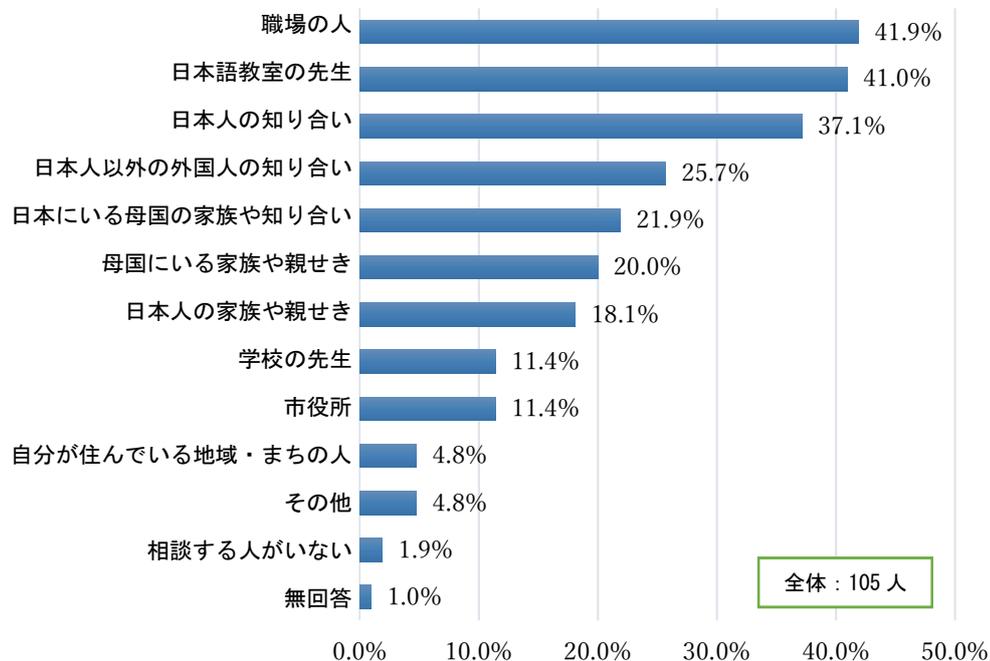
「よくある」(2.9%)、「ときどきある」(22.9%)合わせて25.8%と、4人に1人が偏見や差別を感じているという結果になりました。偏見・差別の解消に向けた継続的な取組が必要です。

<図4> 差別や偏見を感じる時はどんなときですか。【複数回答可】

(※) <図3>で「よくある」、「ときどきある」と答えた方だけの設問

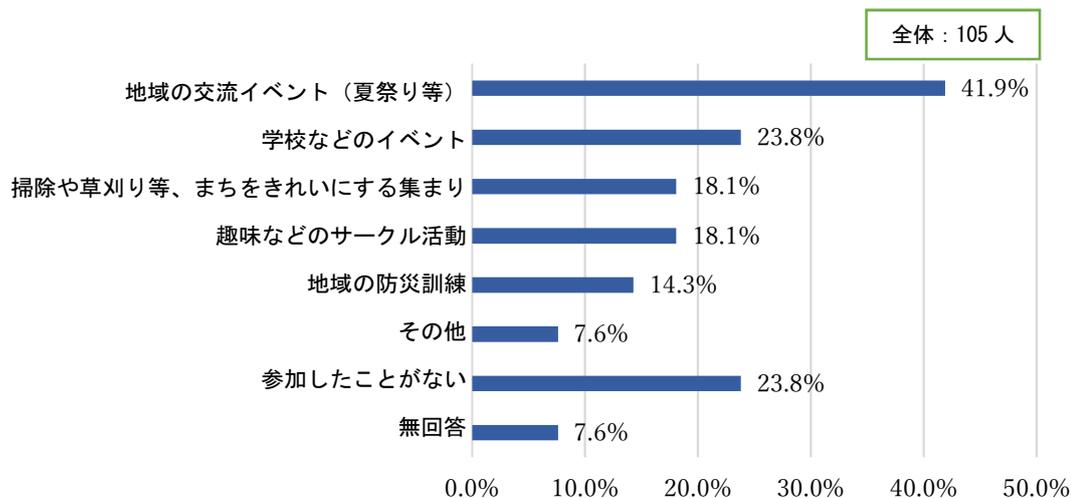


<図5> 困ったことや心配なことがあったとき、誰に相談しますか。【複数回答可】



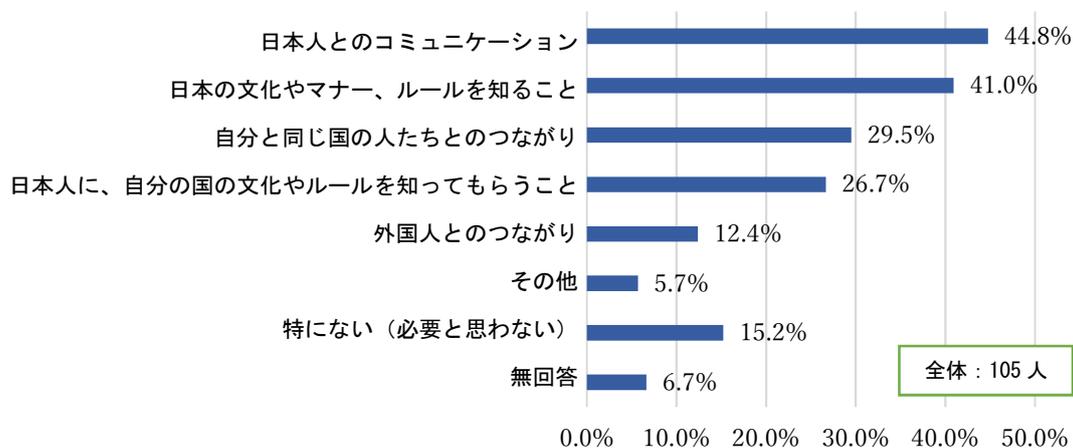
「職場の人」(41.9%)、「日本語教室の先生」(41.0%)、「日本人の知り合い」(37.1%)と身近にいる日本人に相談をしている人が多い結果となりました。外国人と日本人との交流が進み関係性が深まることは、外国人が身近に相談できる人が増え、安心して暮らせることに繋がります。

<図 6> 次のうち、参加したことがある活動（イベント）【複数回答可】



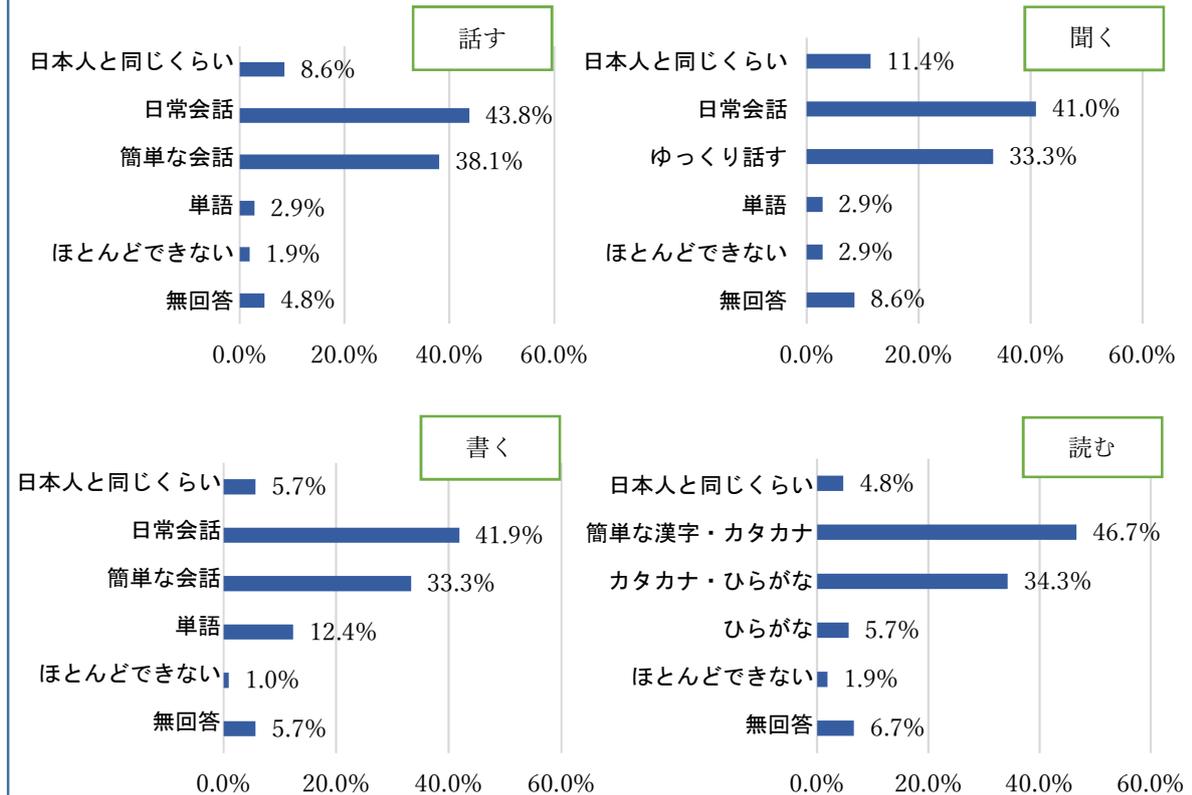
「参加したことがない」（23.8%）と4人に1人に近い人が、どの活動にも参加したことがないものの、「参加したことがない」と無回答の人を除いた約7割の人は何らかの活動に参加をしたことがあることがわかりました。

<図 7> あなたが今、必要なことはどれですか。【複数回答可】



「日本人とのコミュニケーション」（44.8%）、「日本の文化やマナー、ルールを知ること」（41%）が上位となりました。日本人とのコミュニケーションが持てる機会・関係づくりや、外国人が日本の文化、習慣等を理解することができる情報提供や機会づくりが必要であると考えられます。

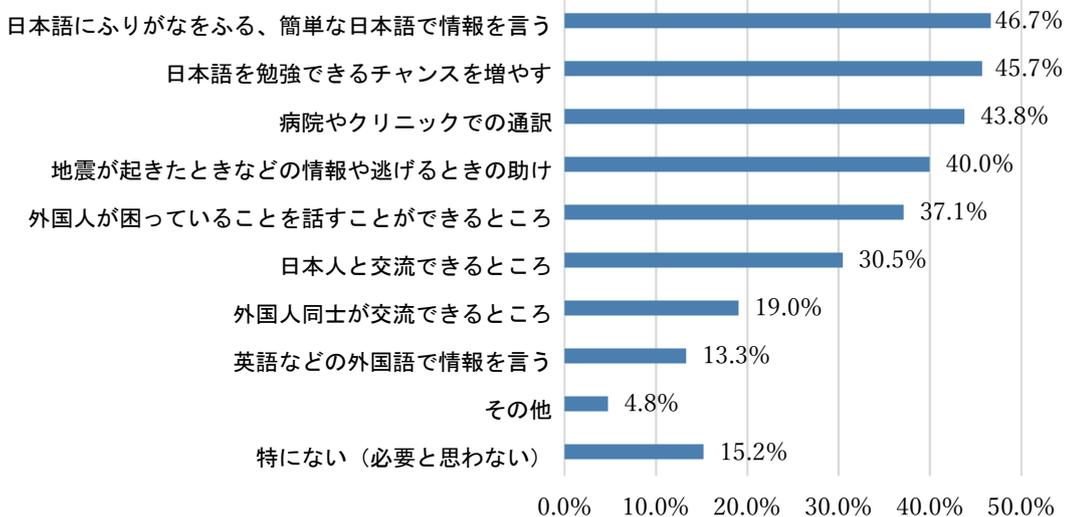
<図8>あなたの日本語能力についておしえてください。



<図9>外国の人が生活しやすい伊丹市になるために、どれがあればいいですか。

【複数回答可】

全体：105人



「日本語にふりがなをふる、簡単な日本語で情報を言う」(46.7%)が最も多く、英語などの外国語で情報を言う」(13.3%)の多言語対応を上回る結果となりました。次いで、「日本語を勉強できるチャンスを増やす」(45.7%)と日本語学習に関すること、「病院やクリニックでの通訳」(43.8%)、「地震が起きたときなどの情報や逃げる時の助け」(40.0%)と緊急時や災害時のことが続きました。市が、「やさしい日本語」の活用や普及啓発、日本語学習の充実、災害時等への備えに関する施策を実施する必要性が高いことが考えられます。

(3) 市内事業者アンケート調査結果

外国人労働者を雇用する事業所の現状と課題を把握するため、外国人を雇用している（雇用予定を含む。）ことが把握できた市内6事業者に対し、アンケートを実施しました。

結果の概要としては、まず、「外国人の従業員に関して抱えている課題は何か」との問いには、日本人と外国人の文化や習慣の違い、相互理解の不足、言葉の問題（コミュニケーションができない、日本語能力が向上しない）などの課題があげられました。外国人をこれから雇用する予定の事業者からは、外国人雇用に関するマニュアル作成、フォロー体制、職員研修等、様々な面で課題があるとの回答がありました。

「外国人従業員から相談を受けることがあるか」との問いには、生活全般（住宅契約、病院の利用方法、ガス・水道等のトラブル、家電修理、保険制度、税金、買い物、携帯電話、銀行など）の相談が寄せられていることがわかりました。

「外国人従業員に対する支援」についての問いには、市内日本語教室の案内、日常生活（税金・医療・災害）の情報提供、日本の文化や習慣・ルールの学習、独自の日本語教育や、相談窓口設置など、事業者がそれぞれ工夫して外国人支援を行っていることがわかりました。

「外国人対応で行政に望むこと」についての問いには、日本語のスキル向上の機会の充実、市ホームページや広報紙の多言語化、生活上の習慣・ルールが従業員の母国語で書かれた冊子の発行等がありました。また、行政としてどのような支援があるのかを教えて欲しいと言った声もあり、今後、事業者との連携の方法を工夫していく必要があります。

(4) アンケート結果のまとめ

- 多くの方が本市に住む外国人が多くなったと感じているものの、外国人と直接的な関わりがある人は多くないことがうかがえます。
- 本市で生活する外国人が増加・多様化することは、地域の多様性が進むなどを理由に、望ましいと感じている日本人が多い一方、文化や習慣の違いから不安を感じている人も少なくないことがうかがえます。
- 多文化共生のまち、外国人が暮らしやすいまちのため、望まれるものとしては、日本語教室の充実、「やさしい日本語」等によるコミュニケーション支援・情報提供や、交流の機会、相談支援、緊急時・災害時の支援等の充実が、外国人・日本人いずれからも多い結果となりました。
- 外国人に対する偏見・差別については、日本人も外国人も、あると感じている人が少なくないことがわかりました。
- 外国人は困りごとや生活上の相談先として、行政より、身近にいる日本人に、必要な情報を聞いたり、相談したりすることが多いことがうかがえます。

- 日本の文化・習慣等を知ることや、コミュニケーションや交流の機会を設けることについては、外国人と日本人いずれもが望ましいと感じていることがうかがえます。

4 多文化共生社会の実現に向けての課題

本市の多文化共生社会の実現に向けた課題として、本市が把握している外国人状況や、アンケート結果などから、次のものが考えられます。

- (1) 差別・偏見の解消に向けた、継続的な人権啓発及び多文化共生意識の醸成
言葉、習慣等の違いによる差別・偏見を生まないための、異文化理解の促進
- (2) 日本人とのコミュニケーションや生活情報等の入手の支援のための、日本語学習支援の充実や、外国人にわかりやすい情報提供
- (3) 外国人が日本人と同様に安全で安心して生活できるよう、相談支援や、行政サービスの提供、病気・災害時の備えなど、きめ細かな生活支援
- (4) 外国人への日本の文化・習慣等の理解の促進と、日本人への多様な外国の文化・習慣等の理解の促進による、相互の異文化理解の促進
- (5) 外国人を孤立させず、外国人と日本人との相互理解のための、外国人と日本人、外国人同士が定期的に交流できる機会づくりや、外国人の地域社会への参加の促進
- (6) 増加・多様化する外国人への生活支援や、外国人と日本人とが相互に理解し合い、支え合って暮らせる多文化共生のまちづくりに欠かせない、市民による主体的な多文化共生のための取組の促進

Ⅲ 指針の基本的な考え方

1 目標 ⇒ 多文化共生社会の実現

国籍や民族の異なる市民が、互いにその文化的な違いを認め合い、互いの人権を尊重し合いながら、対等な関係で地域社会やまちづくりに参加することができる、多様性が活かされた、豊かで活力ある多文化共生社会の実現を目指します。

2 基本的視点

市が多文化共生を推進するに当たっては、次の4つの視点を基本とします。

(1) 人権の尊重

在住、在勤、在学など本市で生活する人々は、国籍、民族にかかわらず、共に生きていく市民です。多文化共生の意識づくりを進め、外国人と日本人の相互理解を深め、また、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」(平成22(2010)年10月策定)に基づき、偏見や差別を解消し、外国人の人権が保障され、誰も疎外されることのない、人権尊重のまちづくりを目指します。

(2) 暮らしやすさの向上

「やさしい日本語」の活用、ふりがなの使用、多言語によるわかりやすい情報提供や、日本語学習の機会の提供など、コミュニケーション支援の充実に努めます。また、外国人が日本人と同様に、市民として、誰一人取り残されず、安心して、生き生きと暮らすことができるよう施策の推進に努めるとともに、外国人への具体的な対応やサービス提供に当たっては、その文化や習慣の違いを踏まえた、きめ細かな配慮に努めます。

(3) 異なる文化の相互理解と尊重

市民が外国や日本の文化を相互に理解し、その文化や自他のアイデンティティを尊重し、その違いを活かし合って、共に暮らせる、活力あるまちをつくるために、異なる国や民族、その文化や生活習慣の理解の促進に努めます。

(4) 人や地域社会との交流の促進

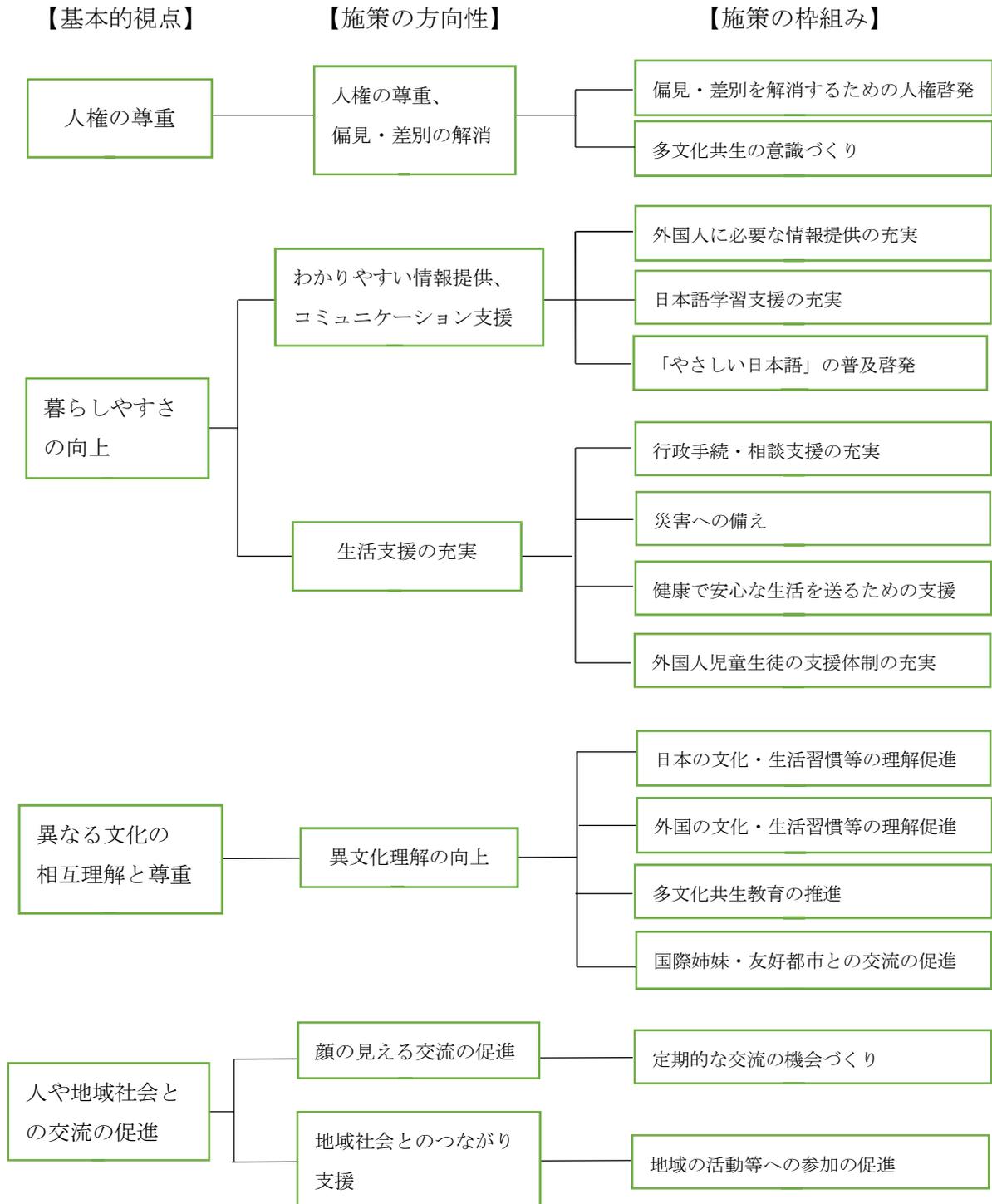
外国人の地域社会での孤立を防ぎ、国籍、民族の異なる市民同士の相互理解を進めるため、外国人と日本人、外国人同士が日常生活の中で、顔の見える交流ができる機会づくりに努めます。

外国人も日本人と同様にまちづくりを担う市民であり、多様な市民のまちづくりへの参加が地域を活性化するものであることから、外国人の地域社会への参加の促進に努めます。

IV 推進すべき施策の方向性

1 施策体系

本指針の目標を実現するために4つの基本的視点に基づき、施策の方向性とそれに基づく施策の枠組みを下記のとおり定めます。



2 施策の方向性と枠組み

施策の方向性と枠組みの主な内容は、次のとおりです。

(1) 基本的視点：人権の尊重

① 人権の尊重、偏見・差別の解消

○偏見・差別を解消するための人権啓発

本市では、従前から、歴史的な経緯から生じる民族的な偏見や差別の解消を中心に、人権教育・啓発や、交流事業の実施等により、外国人の人権を尊重したまちづくりを進めてきました。しかし、今もなお、偏見や差別は解消されておらず、また、外国人の増加・多様化に伴い、言葉や文化・生活習慣等の違いから、偏見や差別が生じていることがうかがわれます。国籍・民族に関わらず全ての外国人の人権が尊重されるよう更なる人権教育・啓発や交流等の取組を推進します。

○多文化共生の意識づくり

国籍や民族、言葉、文化などの違いを超えて全ての人々が互いを認め合うことができる多文化共生の意識づくりに向けた啓発に努めます。

(2) 基本的視点：暮らしやすさの向上

① わかりやすい情報提供、コミュニケーション支援

○外国人に必要な情報提供の充実

外国人が地域社会で生活する上で必要な行政情報・生活情報について、「やさしい日本語」の活用や、ふりがなの使用、多言語化など、情報の内容等に応じ、適切な方法を用いて、ICT（情報通信技術）の活用を含め、多様な媒体による情報提供を推進します。

○日本語学習の充実

市民団体が開催する日本語教室と連携して、日本語の習得を希望する外国人に対する学習支援を充実します。

○「やさしい日本語」の普及啓発

外国人とのコミュニケーションに役立つ手法として、外国人への行政情報の提供や窓口対応において、「やさしい日本語」を活用します。そのために、職員の「やさしい日本語」の知識向上を図ります。

また、市民に対し、身近な外国人とのコミュニケーションの手法として、「やさしい日本語」の周知啓発に努めます。

② 生活支援の充実

○行政手続・相談支援の充実

外国人が、円滑で正確な行政手続や、気軽に窓口で相談ができるよう、「やさしい日本語」の活用のほか、通訳機器・通訳サービス等の適切な整備に努めます。

多言語での対応を要する専門性の高い相談について、国、県等が設置している外国人専用相談窓口の周知を図ります。

○災害への備え

防火・防災等の災害情報の提供について、「やさしい日本語」や多言語による、平時からの情報提供・周知に努めます。

また、外国人の防災訓練等への参加の促進により、災害時の自助・共助の可能性を高め、外国人の安全確保と、円滑な避難生活を目指します。

○健康で安心な生活を送るための支援

医療、救急、保健、福祉等の社会保障に関する制度やサービスについて、「やさしい日本語」や多言語による情報提供を推進するとともに、サービスの提供においては、外国人の文化や習慣の違いに配慮した、きめ細やかな対応を行うように努めます。

また、外国人の入居や就労について、不当な取扱いなどの差別を受けることがないように、事業者・市民に対しての啓発に努めます。

○外国人児童生徒の支援体制の充実

日本語理解が不十分な外国人児童生徒への支援として、適応指導や学習支援の充実を図ります。

また、外国人保護者に対し、就学・進学など日本の学校制度に関する情報をわかりやすく提供するよう努めるとともに、外国人保護者の孤立を防止するため、学校と家庭の連絡強化に努めます。

(3) 基本的視点：異なる文化の相互理解と尊重

① 異文化理解の向上

○日本の文化・生活習慣等の理解促進

外国人が日本で生活する上で必要となる日本の文化の紹介や、生活習慣・社会ルール等を周知するなど、外国人の日本の文化等の理解の促進を図ります。

○外国の文化・生活習慣等の理解促進

日本人が外国人と、互いに理解し合い、よりよく共生するため、外国の文化・生活習慣等の紹介等により、日本人の異文化理解力の向上を図ります。

○多文化共生教育の推進

児童生徒に対し、異文化への関心を高め、国際的な視野を育成する、多文化共生の教育を推進します。

○国際姉妹・友好都市との交流の促進

ハッセルト市（ベルギー）及び佛山市（中国）との国際姉妹・友好都市提携を活かした交流のあり方を検討するとともに、交流を通して、市民や次代を担う子供たちの国際理解の促進とグローバルな人材育成を行います。

（４）基本的視点：人や地域社会との交流の促進

① 顔の見える交流の促進

○定期的な交流の機会づくり

外国人と日本人、外国人同士が、日常生活の中で気軽に交流できる機会を定期的に設けることにより、顔の見える交流を促進し、外国人の孤立を防ぎ、人とのつながりのある地域社会を目指します。

② 地域社会とのつながり支援

○地域の活動等への参加の促進

外国人の地域の活動等への参加が促進され、地域社会とつながりを持てるよう支援することにより、外国人が日本人と同様に地域社会の担い手として活躍でき、多様性が生かされた活力ある地域社会づくりを目指します。

V 多文化共生施策の推進体制等

多文化共生施策の推進に当たっては、次によるものとします。

1 庁内推進体制

庁内の関係課による連絡調整の場を設け、多文化共生の考え方について共通認識を図るとともに、外国人に関する現状や課題を共有し、改善策の検討を行うことで、よりよい外国人支援の取組や、多文化共生のまちづくりを推進します。

2 市民、関係団体、事業者等との連携

多文化共生のまちづくりの推進は、行政だけでなく、市民や関係者の多文化共生の意識に基づく、主体的な行動、活動が重要となります。

市は、施策を進めるに当たっては、外国人と関わりのある市民や、多文化共生・外国人支援・国際交流等の関係団体、外国人を雇用する事業者、地域の市民団体など、多様な主体との連携・協働に努めます。